

(案)

運営委員会決定第 2 号
令和 8 年 8 月 31 日

農業育成就労協議会の構成員であることの証明の方法の決定等について

「農業育成就労協議会」運営要領（以下「運営要領」という。）第 6 条第 1 項第 4 号の規定に基づく取扱いについては下記のとおりとする。

また、運営要領第 5 条の規定に基づき、「農業育成就労協議会」の構成員については、氏名又は名称、派遣先となることの有無、農作業請負の請負人となることの有無等を記載した別紙 1「農業育成就労協議会」構成員一覧表を農林水産省ホームページで公表する。

記

- 1 新規加入申請であり、かつその内容が適当である場合には、別紙 2「農業育成就労協議会」の加入通知書を送付する。
- 2 変更申請であり、かつその内容が適当である場合には、別紙 3「農業育成就労協議会」の変更通知書を送付する。
- 3 退会申請であり、かつそれを承認する場合には、別紙 4「農業育成就労協議会」の退会通知書を送付する。

<参考>

農業育成就労協議会運営要領（令和 8 年 6 月 25 日農業育成就労運営委員会決定第 1 号）抄

（構成員名簿の作成及び公表）

第 5 条 農林水産省は、協議会の構成員となっている者の氏名又は名称及び住所等を記載した構成員名簿を作成し、その概要を公表するものとする。

（運営委員会）

第 6 条 農業育成就労協議会運営委員会（以下「運営委員会」という。）は、協議会の招集、共有する情報の内容その他の協議会の運営に必要な次に掲げる事項の決定を行う。

四 協議会の構成員であることの証明の方法の決定

(別紙 1)

[illegible]

(別紙2)

年 月 日

(申請者) 殿

農業育成就労協議会

「農業育成就労協議会」の加入通知書

○年○月○日付けで申請があった「農業育成就労協議会」の加入申請について、申請者を農業育成就労協議会の構成員としましたので、下記のとおり通知します。

記

- 1 協議会構成員番号
- 2 協議会構成員の名称
- 3 住所
- 4 代表者

(別紙3)

年 月 日

(申請者) 殿

農業育成就労協議会

「農業育成就労協議会」の変更通知書

○年○月○日付けで申請があった「農業育成就労協議会」の変更申請について、下記のとおり変更いたしましたので通知します。

記

- 1 協議会構成員番号
- 2 協議会構成員の名称
- 3 住所
- 4 代表者

(別紙4)

年 月 日

(申請者) 殿

農業育成就労協議会

「農業育成就労協議会」の退会通知書

○年○月○日付けで申請があった「農業育成就労協議会」の退会申請について、申請者の農業育成就労協議会からの退会を認めますので、下記のとおり通知します。

記

- 1 退会申請者の協議会構成員番号
- 2 退会申請者の名称
- 3 住所
- 4 代表者